

## Ⅶ 介護保険事業

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設された。給付と負担の関係が明確な社会保険方式をとっており、老人福祉、老人保健、医療保険の制度を再編し、利用者の選択により介護に関する福祉サービス・医療サービスを総合的に受けられる仕組みとなっており、地域住民に身近な行政主体である市町村及び特別区が保険者となる。

令和6年度から第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を推進している。

### 介護保険制度の変遷

計画期		制度改正内容	介護報酬改定
1期	平成12年	介護保険法施行	
2期	平成15年	介護保険法一部改正	▲2.3% 住宅 +0.1% 施設 △4.0%
3期	平成18年	介護保険法一部改正 ○介護予防の重視 ・新予防給付の創設（介護予防給付） ・地域包括支援センターの創設 ・地域支援事業の創設 ○施設給付の見直し ・食費・居住費が保険対象外 ・低所得者への補足給付 （特定入所者介護サービス費等） ○地域密着サービスの創設など	▲2.4% 住宅 △1.0% 施設 △4.0%
4期	平成21年	介護保険法一部改正	+3.0% 住宅 +1.7% 施設 +1.3%
5期	平成24年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアの推進 ・定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスの創設 ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ・介護療養病床の廃止期限猶予 （29年度末までの経過措置） ○介護職員によるたんの吸引等の実施可など	+1.2% 住宅 +1.0% 施設 +0.2%
6期	平成27年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアシステムの構築 ○新しい総合事業の創設（29年度末までの経過措置） （要支援者の訪問介護、通所介護を地域支援事業へ移行） ○特別養護老人ホーム対象者を介護3以上に重点化 ○一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ ○補足給付の要件に資産等を追加	▲2.27% 住宅 △1.42% 施設 △0.85%
	平成28年	介護保険法一部改正 ○地域密着型通所介護の創設	

7期	平成30年	介護保険法一部改正 ○居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲 ○介護報酬の改定及びサービス利用者負担の変更 ○介護保険の財源構成が変更され、財源の半分を担う介護保険料の負担割合が65歳以上の人は23%、40歳から64歳の人は27% ○「介護医療院」の創設 ○2割負担の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割に変更	+0.54%
	令和元年	介護保険法一部改正 ○介護人材の処遇改善 ○消費税の引き上げ(10%)への対応	+2.13%
8期	令和3年	介護保険法一部改正 ○感染症対策への強化 ○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止の取組の推進 ○介護人材の確保・介護現場の革新 ○制度の安定性・持続可能性の確保	+0.70% うち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価(R3.9月まで) R3.4~9まで、基本報酬に0.1%上乗せ
	令和4年		○介護職員等ベースアップ等支援加算の創設 +0.5~2.4% R4.10月から、基本報酬にサービス種別の加算率を上乗せ
9期	令和6年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアシステムの深化・推進 ○自立支援・重度化防止に向けた対応 ○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○制度の安定性・持続可能性の確保	+1.59% 介護職員の処遇改善分+0.98% その他+0.61%

## 1 被保険者数と認定者数の推移

### (1) 被保険者

第1号被保険者 65歳以上の者

原因を問わず介護が必要と認定された場合、サービスを利用することができる。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

老化が原因とされる特定疾病(※)により介護が必要と認定された場合、サービスを利用することができる。

※特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。若年性認知症や末期がんなど16種。

### (2) 要介護・要支援認定

介護サービスを利用するためには、市に申請して要介護・要支援の認定を受ける必要があり、市では申請した被保険者の訪問調査を行うとともに、かかりつけの医師に意見書作

成を依頼し、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会（審査会 50 回開催、審査件数 4,446 件）で判定を行っている。

適正申請勧奨や認定有効期間の延長等により認定者比率の減少に努めているが、認定率は横ばいとなっている。

① 要介護・要支援認定者数

区 分	第 1 号被保険者数(A)	認 定 者 数			高齢者に占める認定者比率 (B/A) %
		第 1 号被保険者 (65 歳以上) (B)	第 2 号被保険者 (40~64 歳)	計	
R 元年度	25,060	4,480	84	4,564	17.9
R2 年度	25,183	4,579	86	4,665	18.2
R3 年度	25,122	4,529	83	4,612	18.0
R4 年度	24,910	4,427	83	4,510	17.8
R5 年度	24,823	4,363	84	4,447	17.6

※他市町村住所特例者及び適用除外施設入所者は除くため、住民基本台帳と一致しない。

② 要介護認定申請

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
新 規	1,061	1,093	1,309
更 新	3,290	3,025	2,832
変 更	660	652	474
計	5,011	4,770	4,615

※転入継続・職権変更は含まない。

③ 要介護認定調査

	R3 年度			R4 年度			R5 年度		
	市実施	委託	計	市実施	委託	計	市実施	委託	計
新 規	997	0	997	1,037	0	1,037	1,248	15	1,263
更 新	1,060	2,169	3,229	1,046	1,888	2,934	1,037	1,751	2,788
変 更	586	47	633	569	43	612	400	29	429
計	2,643	2,216	4,859	2,652	1,931	4,583	2,685	1,795	4,480
実施率(%)	54.4	45.6	100.0	57.9	42.1	100.0	59.9	40.1	100.0

※更新・変更認定に限り委託も認められているが、要介護認定の適正化を図るため、市実施率を一定に保ち、委託分については調査票点検を実施している。

④ 審査判定結果

		計	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3 年度	新規	1,008	23	248	109	283	122	76	86	61
	更新	3,221	16	284	290	945	590	375	407	314
	変更	621	0	6	15	81	91	113	181	134
	計	4,850	39	538	414	1,309	803	564	674	509
4	新規	1,249	29	269	145	381	150	84	123	68

年 度	更新	2,946	11	297	276	871	542	337	352	260
	変更	407	0	2	1	21	43	66	161	113
	計	4,602	40	568	422	1,273	735	487	636	441
5 年 度	新規	1,244	25	297	148	336	171	79	120	68
	更新	2,809	14	302	282	855	515	281	330	230
	変更	422	0	5	5	27	57	82	143	103
	計	4,475	39	604	435	1,218	743	442	593	401

※転入継続・職権変更は含まない。

### ⑤ 要介護度別認定者数

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号 被保険者	R元年度	404	339	1,031	879	600	676	551	4,480
	R2年度	461	340	1,041	907	592	691	547	4,579
	R3年度	481	358	1,036	894	591	672	497	4,529
	R4年度	507	372	1,066	839	550	667	426	4,427
	R5年度	585	396	1,026	821	492	634	409	4,363
第2号 被保険者	R元年度	7	6	21	15	14	12	9	84
	R2年度	8	8	22	17	17	10	4	86
	R3年度	10	11	18	20	9	11	4	83
	R4年度	8	13	21	20	6	11	4	83
	R5年度	9	15	19	18	7	8	8	84
計	R元年度	411	345	1,052	894	614	688	560	4,564
	R2年度	469	348	1,063	924	609	701	551	4,665
	R3年度	491	369	1,054	914	600	683	501	4,612
	R4年度	515	385	1,087	859	556	678	430	4,510
	R5年度	594	411	1,045	839	499	642	417	4,447

## 2 保険給付の状況

認定を受けた被保険者は、自己又は介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターに依頼して介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービスを利用したり、介護保険施設に入所して施設サービスを受けたりすることができる。居宅サービスについては、要介護度に応じて1か月単位の支給限度基準額が設定されている。

要支援1・2の人は介護予防サービス、要介護1～5の人は介護サービスを利用することになる。

### 【居宅サービスの支給限度基準額（月額）】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度基準額	50,320	105,310	167,650	197,050	270,480	309,380	362,170

※1 利用者負担は、支給限度基準額の範囲以内で実際にかかる費用の1割（一定以上所得者は2割又は3割）となる。

⇒2割負担になるのは、本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の

人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人。(3割負担になる人を除く。)

⇒3割負担になるのは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額の計が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の人。

\*合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いる。

※2 次のサービスについては、支給限度基準額が適用されない。

- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 受給者数の推移（延人数）

区 分	受給者数（人） ※[ ]内前年からの伸び率（%）				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護（支援）サービス	30,820 [0.8]	31,131 [1.0]	32,795 [5.3]	31,226 [△4.8]	29,427 [△5.8]
地域密着型サービス	8,357 [8.0]	8,637 [3.4]	9,133 [5.7]	8,773 [△4.0]	8,885 [1.3]
施設介護サービス	10,590 [1.7]	10,692 [1.0]	10,684 [△0.1]	10,500 [△1.8]	10,285 [△2.0]
計	49,767 [2.1]	50,460 [1.4]	52,612 [4.3]	50,499 [△4.1]	48,597 [△3.8]

(2) 保険給付の状況

区 分	給付額（円） ※[ ]内前年からの伸び率（%）				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護（支援）サービス	3,123,249,114 [△0.7]	3,072,147,102 [△1.6]	3,111,250,923 [1.3]	2,965,504,713 [△4.7]	2,830,511,440 [△4.6]
訪問サービス	787,342,272 [0.6]	809,165,716 [2.8]	824,072,701 [1.8]	814,591,091 [△0.2]	776,321,729 [△4.7]
訪問介護	539,853,633 [0.0]	555,536,246 [2.9]	548,575,487 [△1.3]	549,960,065 [0.3]	506,637,555 [△7.9]
訪問入浴介護	44,217,585 [4.1]	48,388,863 [9.4]	53,938,217 [11.5]	50,510,799 [△0.4]	48,922,572 [△3.1]
訪問看護	154,153,375 [△6.3]	146,539,515 [△4.9]	144,425,185 [△1.4]	132,907,855 [△7.9]	134,979,867 [1.3]
	14,944,188	27,011,746	40,213,564	44,143,920	47,373,119

訪問リハビリテーション	[186.0]	[80.8]	[48.9]	[8.9]	[7.3]
居宅療養管理指導	34,173,491 [10.6]	31,689,346 [△7.3]	36,920,248 [16.5]	37,068,452 [0.4]	38,408,616 [3.6]
通所サービス	1,131,282,902 [△2.8]	1,095,963,929 [△3.1]	1,127,456,470 [2.9]	1,038,222,289 [△7.9]	1,000,950,982 [△3.6]
通所介護	1,032,401,542 [△3.6]	1,007,726,551 [△2.4]	1,042,816,998 [3.5]	956,457,973 [△8.2]	914,030,215 [△4.4]
通所リハビリテーション	98,881,360 [5.3]	88,237,378 [△10.8]	84,639,472 [△4.1]	81,764,316 [△3.3]	86,920,767 [6.3]
短期入所サービス	338,644,659 [△0.3]	314,741,894 [△7.1]	288,004,002 [△8.5]	269,741,854 [△6.3]	250,558,726 [△7.1]
短期入所生活介護	316,877,238 [△2.1]	295,115,258 [△6.9]	271,162,000 [△8.1]	254,438,977 [△6.1]	235,093,763 [△7.6]
短期入所療養介護	21,767,421 [37.0]	19,626,636 [△9.8]	16,842,002 [△14.2]	15,302,877 [△9.1]	15,464,963 [1.1]
福祉用具・住宅改修サービス	245,990,292 [1.7]	256,480,420 [4.3]	270,471,392 [5.5]	259,479,590 [△4.1]	260,400,603 [0.4]
福祉用具貸与	220,004,592 [2.8]	230,143,940 [4.6]	245,864,915 [6.8]	237,948,677 [△3.2]	235,275,143 [△1.1]
福祉用具購入	8,105,269 [△11.5]	9,253,414 [14.2]	8,726,471 [△5.7]	7,786,718 [△10.7]	8,401,661 [7.9]
住宅改修費	17,880,431 [△3.9]	17,083,066 [△4.5]	15,880,006 [△7.0]	13,744,195 [△13.4]	16,723,799 [21.7]
特定施設入居者生活介護	265,227,831 [4.1]	245,304,438 [△7.5]	240,538,944 [△1.9]	231,976,444 [△3.6]	214,756,402 [△7.4]
居宅介護（介護予防）支援	354,761,158 [△2.1]	350,490,705 [△1.2]	360,707,414 [2.9]	351,493,445 [△2.6]	327,522,998 [△6.8]
地域密着型サービス	1,427,292,010 [9.4]	1,547,261,719 [8.4]	1,701,399,267 [10.0]	1,624,260,318 [△4.6]	1,669,645,875 [2.8]
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45,391,641 [10.5]	59,375,423 [30.8]	105,008,683 [76.9]	93,789,596 [△10.7]	103,001,662 [9.8]
地域密着型通所介護	168,916,868 [25.8]	163,590,133 [△3.2]	175,689,723 [7.4]	167,402,379 [△4.7]	168,482,414 [0.6]
認知症対応型通所介護	1,668,233 [110.0]	149,019 [△91.1]	0 [皆減]	0	458,685
小規模多機能型居宅介護	510,783,026 [17.0]	589,402,075 [15.4]	649,752,498 [10.2]	621,647,353 [△4.7]	616,468,628 [△0.8]
	638,434,537	654,099,804	661,754,391	635,547,185	626,978,623

認知症対応型 共同生活介護	[0.3]	[2.5]	[1.2]	[△4.0]	[△1.3]
看護小規模多 機能型居宅介 護（旧複合型 サービス）	62,097,705 [12.7]	80,645,265 [29.9]	109,193,972 [35.4]	105,873,805 [△3.0]	120,608,499 [13.9]
介護老人 福祉施設	—	—	—	—	33,647,364 [—]
施設介護サービス	2,782,854,765 [4.3]	2,847,562,007 [2.3]	2,870,600,427 [0.8]	2,792,622,869 [△2.8]	2,774,395,027 [△0.7]
介護老人 福祉施設	1,364,147,051 [0.9]	1,373,501,830 [0.7]	1,388,794,349 [1.1]	1,376,432,787 [△0.9]	1,358,310,384 [△1.3]
介護老人 保健施設	1,371,721,979 [7.6]	1,399,200,973 [2.0]	1,410,947,379 [0.8]	1,354,252,223 [△0.4]	1,365,161,673 [0.8]
介護療養型医 療施設・介護 医療院	46,985,735 [14.4]	74,859,204 [59.3]	70,858,699 [△5.3]	61,937,859 [△12.6]	50,922,970 [△17.8]
その他	439,504,164 [4.6]	446,445,890 [1.6]	412,732,982 [△7.6]	385,348,932 [△6.7]	384,257,054 [△0.3]
高額介護サー ビス費	137,381,215 [8.7]	148,429,037 [8.0]	156,978,642 [5.8]	155,036,204 [△1.2]	157,791,696 [1.8]
高額医療合算 介護サービス費	19,752,888 [△5.1]	20,059,684 [1.6]	19,732,215 [△1.6]	24,455,762 [23.9]	23,688,245 [△3.1]
特定入所者介護 サービス等費	274,439,629 [3.3]	270,317,005 [△1.5]	228,132,627 [△15.6]	198,147,371 [△13.1]	195,341,455 [△1.4]
審査支払手数料	7,930,432 [7.4]	7,640,164 [△3.7]	7,889,498 [3.3]	7,709,595 [△2.3]	7,435,658 [△3.6]
合計（特別会計 決算額）	7,772,900,053 [3.1]	7,913,416,718 [1.8]	8,095,983,599 [2.3]	7,767,736,832 [△4.1]	7,658,809,396 [△1.4]

※地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援していく介護サービスとして、地域の実情に合わせて市町村が指定し、原則として事業所所在市町村の住民が利用するもの。

### 3 地域支援事業

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が開始され、①総合事業（要介護状態等となることの予防、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援、多様な生活支援のニーズに対して、地域の支え合い体制づくりなど）、②包括的支援事業（住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう地域における関係機関とのネットワークの構築を図り活用する事業など）、③包括的支援事業社会保障充実分（住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携を推進する事業など）、④任意事業（高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業など）で構成される地域支援事業を実施している。

主な事業内容		
介護予防・日常生活支援総合事業	【一般介護予防事業（全高齢者が対象）】 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
	【介護予防・生活支援サービス事業（要支援者等が対象）】 訪問型サービス事業、通所型サービス事業、介護予防ケアマネジメント	リスクの高い高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するための通所型・訪問型サービス等の提供、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
包括的支援事業	【地域包括支援センターの運営】	
	総合相談支援業務	地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、緊急の対応の必要性を判断する。
	権利擁護業務	専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
	介護予防ケアマネジメント	要介護状態等の予防、軽減、悪化の遅延・防止し、自立した日常生活を支援する。
	【社会保障充実分】	
	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるように早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
地域ケア会議推進事業	個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組み、地域を包括的に支援する。	
事業意	介護給付費等適正化事業、家族介護者交流支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業、高齢者見守り支援事業	

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場の充実・継続的拡大を図るとともに、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組を行い、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築するための事業を実施した。

ア 介護予防把握事業

◆高齢者見守り支援事業

高齢者の心身の状況や支援の必要性を早期に把握し、高齢者の安心で自立した生活の継続を支援するため、見守り訪問員（米沢市社会福祉協議会）が、週1回、介護保険

サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問員数	6	6	6	6	6
登録者数	130	131	144	144	160

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的知識の普及啓発に効果があると認められる事業を実施した。

(令和4年度から名称変更)

◆元気アップ教室 (平成27年度～)

運動、栄養、口腔、認知症等の介護予防に関する知識の習得、活動等を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数	28	12	24	25	28
開催回数	125	42	98	121	140
参加者数	1,811	508	1,148	1,652	2,109

◆脳はつらつ教室 (平成29年度～)

認知機能を刺激する体操等、認知症予防に資するプログラムを実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数	1	1	1	1	1
開催回数	36	24	36	36	36
参加者数	547	294	503	563	598

◆水中足腰しっかり教室 (平成30年度～)

プールでの水中運動等を組み合わせた転倒予防を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数	1	1	1	1	1
開催回数	24	24	24	24	24
参加者数	377	217	217	240	370

◆体はつらつ教室 (令和元年度～)

専門職による体操指導のほか、栄養・口腔についてのフレイル予防を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
事業所数	3	2	2	2	2
開催回数	60	71	72	72	72
参加者数	603	582	527	864	1,140

◆介護予防事業の周知

65歳到達者に対する介護保険被保険者証の送付時に各種教室等のチラシを同封

◆介護予防普及啓発活動

平成29年10月より健康長寿を目指し、本市独自に毎月15日、健康福祉部職員が啓発用Tシャツを着用し業務遂行

◆「米沢はっぴい体操」の普及 (平成29年度～)

平成30年3月、本市オリジナル介護予防体操「米沢はっぴい体操」DVDを作成。以降、体験会の開催・チャレンジデーでの実施・各医療機関へのチラシ配布実施

ウ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指して、住民の主体的運営による通いの場の立ち上げおよび継続的活動の支援を実施した。

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）立ち上げ支援（平成 26 年度～）

米沢はっぴい体操・いきいき 100 歳体操に取り組む地域活動組織の育成を行った。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
新規設置数 〔合計設置数〕	6 〔28〕	5 〔30〕	1 〔31〕	4 〔33〕	6 〔39〕
参加者数 〔合計人数〕	45 〔368〕	76 〔444〕	59 〔503〕	42 〔491〕	74 〔567〕

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）活動継続支援（平成 26 年度～）

体力測定や運動指導等、実施状況の把握および実地指導を行った。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実施回数	86	110	69	112	99
参加者数	1,069	1,288	927	1,334	1,151

◆介護予防推進員への活動支援（平成 27 年度～）

介護予防に関するボランティアの人材育成のための学習会を開催した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
推進員数	7	7	7	7	21
実施回数	9	8	9	10	18

〔介護予防推進員による地域活動内容〕

いきいきデイサービスでの運動指導、地域住民に対する運動指導等

エ 地域リハビリテーション活動支援事業（平成 29 年度～）

通いの場等に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取組に対する技術的指導を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
派遣団体数	5	6	8	11	11
派遣回数	11	13	17	25	21

② 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態となることの予防・状態軽減・悪化防止および日常生活の支援を行うことにより、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護サービス事業所の専門的なサービスに加え多様なサービスの充実による地域の支え合い体制づくりを推進するための事業を実施した。

ア 通所型・訪問型介護予防事業

高齢者の生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を内容とした、リハビリテーション専門職等による 3～6 か月の短期集中型サービスを提供した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
通所型参加者数	14	5	4	8	8
訪問型参加者数	0	2	0	0	4

## イ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業・介護予防給付が効果的かつ効率的に提供され、高齢者自身が健康増進や介護予防に向けた取組を主体的に行うよう、自立支援に資するケアマネジメントを実施した。

### ◆ケアプラン作成数

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
作成件数	4,470	3,996	4,116	4,196	4,582

## (2) 包括的支援事業

### ① 地域包括支援センターの設置・運営（平成 18 年度～）

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な業務を実施した。

令和元年 10 月より一部地区割を再編し地域型センターを中地区に増設、直営型センターをセンター間の総合調整や後方支援を行う基幹型センターへ変更した。

	地区名	名 称	運営法人
地域型	東地区	おいたまの郷地域包括支援センター	社会福祉法人 敬友会
	西地区	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
	南地区		
	北地区	成島園地域包括支援センター	社会福祉法人 緑成会
	中地区	サンファミリア米沢地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢弘和会
	[基幹型]	米沢市地域包括支援センター	米沢市

## ア 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を実施した。

### ◆総合相談件数

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	9,340	9,791	10,265	10,370	11,550

### ◆高齢運転者の生活支援等に係る警察署との連携対応（平成 29 年度～）

平成 29 年 1 2 月より、警察署へ相談に訪れた高齢運転者が運転免許返納後の生活支援等に関して地域包括支援センターによる支援を希望した場合、運転免許返納者の情報を共有、相談や情報提供等の必要な支援を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	10	5	1	0	0

## イ 権利擁護業務

関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、

安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を実施した。

◆権利擁護に関する相談

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	268	250	257	283	360

◆高齢者虐待に関する相談

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	443	285	253	209	151

◆消費者見守りサポーター養成講座（平成 27 年度～）

消費者被害を早期発見し、相談窓口への通報など見守り活動を行う消費者見守りサポーター及びサポーター養成講座の講師となる消費者見守りメイトを養成した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
養成講座開催数	35	11	13	14	22
養成人数 〔合計人数〕	588 〔2, 185〕	84 〔2, 269〕	86 〔2, 355〕	80 〔2, 435〕	133 〔2, 568〕
講師養成開催数	1	0	1	1	1
講師養成人数 〔合計人数〕	9 〔89〕	0 〔89〕	20 〔109〕	20 〔129〕	10 〔139〕

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめとする多職種相互の協働による包括的かつ継続的な地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を実施した。

◆介護支援専門員に対する個別支援

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	314	234	307	296	321

◆支援困難事例に関する介護支援専門員への助言等

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	135	128	179	115	132

◆ケアプラン作成指導等

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談件数	448	292	269	231	257

◆質の向上のための研修

◎介護支援専門員連絡協議会研修会

介護支援専門員で組織する米沢市介護支援専門員連絡協議会が資質向上・自己研鑽を目的として、地域包括支援センターとの協働により開催。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	4	1	1	2	1

◎地域包括支援センター担当地区別研修会

地域包括支援センターが担当地区内の介護支援専門員に対する支援として開催。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	6	4	9	9	8

◎ケアマネジメント向上研修会（平成 30 年度～）

地域共生社会の実現に向けて、制度横断的な対応を可能とするための連携体制構築を目指し、年 1 回、相談支援専門員（障がい）と介護支援専門員との合同研修を実施。その他、直営型センターを中心に介護支援専門員の資質向上のため必要に応じて開催。（※R2・R3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	1	0	0	0	2

◆新規ケアプラン確認指導（平成 30 年度～）

新規作成されたケアプランについて記載要領等を参考に内容を確認、助言等を記載した確認票により介護支援専門員への指導等を実施。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
確認件数	424	354	250	250	214

エ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者に対し、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを実施した。

◆予防給付ケアプラン作成数

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
作成件数	2, 110	2, 401	2, 968	3, 024	3, 237

② 在宅医療・介護連携支援事業（平成 29 年度～）

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を支援する機関として、在宅医療・介護連携支援センターを令和 4 年度までは米沢市立病院に委託し、令和 5 年度からは市に設置し、調査や研修会・講演会等、必要な業務を実施した。

◆講演会

	内 容
R 元年度	泣き方を忘れていた…母の介護、見送り、そしてそのあとに
R2 年度	住み慣れた地域で生きて逝くために元気なうちから考えてみませんか（おいたまの郷地域包括支援センター主催「家族介護者の集い」にて寸劇）
R3 年度	映画「ピア～まちをつなぐもの～最期の願いは僕たちが支える」（オンライン上映会）
R4 年度	住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために元気なうちから考えてみませんか ～おしよしなノートを使ってみよう～
R5 年度	映画「オレンジランプ」 もしもにそなえる「終活」なるほど教室

◆発行

	名 称
R 元年度	米沢市在宅医療情報一覧
R2 年度	おしよしなノート【米沢版エンディングノート】
	医療と介護のパンフレット

R3 年度	在宅医療処置一覧、医療と介護のパンフレット
R4 年度	在宅医療処置一覧、医療と介護のパンフレット おしよしなノート【米沢版エンディングノート】
R5 年度	在宅医療処置一覧 おしよしなノート【米沢版エンディングノート】

③ 生活支援体制整備事業（平成 30 年度～）

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、関係者のネットワーク化や生活支援等サービスの提供体制構築に向けた推進役として、生活支援コーディネーター（米沢市社会福祉協議会 5 名）を配置し、社会資源・住民主体の活動の把握等を実施した。

◆生活支援コーディネーター訪問活動数

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
訪問回数	277	353	865	551	555

◆講演会

	名 称
R3 年度	米沢版地域のお宝発表会
R4 年度	米沢版地域のお宝発表会
R5 年度	米沢版地域のお宝発表会

◆発行

	名 称
R 元年度	通いの場事例集
R2 年度	通いの場事例集、生活お助けガイドブック
R3 年度	生活お助けガイドブック
R4 年度	生活お助けガイドブック
R5 年度	生活お助けガイドブック

④ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応、医療・介護の連携構築及び日常生活支援を実施した。

ア 認知症サポーター等養成事業

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター及びサポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成した。

◆認知症サポーター養成講座（平成 21 年度～）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
養成講座開催数	50	23	29	42	55
養成人数 〔合計人数〕	647 〔7, 484〕	334 〔7, 818〕	267 〔8, 085〕	412 〔8, 497〕	609 〔9, 106〕
講師養成開催数 (県主催)	1	1	1	1	1

講師養成人数 〔合計人数〕	20 〔159〕	10 〔169〕	1 〔170〕	8 〔178〕	6 〔184〕
------------------	-------------	-------------	------------	------------	------------

イ 徘徊高齢者等支援事業（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録（事前登録制度「かえっぺ」）を行い、警察署との情報共有・早期発見・保護時の身元確認の支援を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
新規登録者数	40	25	26	32	27
登録者総数	145	170	196	228	255

ウ 認知症初期集中支援推進事業（平成 27 年度～）

平成 27 年 10 月より、認知症が疑われる人等に対し、適切な医療・介護サービスにつなげていくための医師をはじめとした専門職による支援チームを米沢こころの病院に設置し、地域包括支援センターからの相談対応や助言・指導のほか個別事例対応等、必要な支援を実施した。

エ 認知症地域支援推進員設置事業（平成 26 年度～）

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携支援や、地域の実情に応じた地域支援体制の構築を行う推進員を地域包括支援センター（直営型 3 名・委託型 8 名）に配置し、必要な支援を実施した。

⑤ 地域ケア会議推進事業（平成 28 年度～）

平成 28 年 12 月より、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを促進するため、リハビリ系専門職を助言者とした個別事例検討（自立支援型地域ケア会議）を開催し、介護支援専門員の資質向上や地域課題の把握等を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
開催回数	23	17	20	24	24
検討事例数	46	35	48	62	68

(3) 任意事業

① 介護給付費等適正化事業

認定調査票・ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じ、適切な介護サービスの確保・不適切なサービス提供の検証を実施。平成 30 年度から認定調査の個人委託を実施している。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認定調査保険者実施率 (個人委託含む)	54.4% (56.8%)	57.9% (57.9%)	59.9% (61.3%)
ケアプラン点検事業における面接での点検件数	36 件	32 件	38 件
住宅改修アドバイザー事業利用件数	8 件	6 件	5 件

② 家族介護者交流支援事業

日ごろ、在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に解放し、相互交流を図る機会を提供する。(※平成15年度より開始。日帰り交流会と宿泊交流会があるが、令和4・5年度は日帰り交流会のみ開催。)

対象者は、要介護3、4、5の人又は認知症高齢者(日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ及びM)を現に在宅で介護している人。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
宿泊交流者数(人)	27	※新型コロナ 感染症の 影響により 中止	※新型コロナ 感染症の 影響により 中止		
宿泊交流先	黒沢・小野川				
日帰交流者数(人)	15			15	11
日帰交流先	小野川			白布・小野川	小野川・上山
総事業費(円)	373,434			231,445	138,765

※R2、3年度については、代替事業として事業案内の送付対象者にパンフレットを送付し、在宅介護に関する知識の普及及び啓発を図った。

③ 成年後見制度利用支援事業

ア 市長申立て、親族申立て助言・指導状況

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、老人福祉法に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。また、必要に応じて、親族申立ての際の助言等も行っている。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市長申立て	4	6	3	6	7
親族申立ての助言・指導	1	0	0	0	1
合計	5	6	3	6	8

イ 申立て費用助成・成年後見等報酬助成状況

高齢者の権利擁護及び利用促進の観点から、所得の低い人に対して制度利用の経費助成を行うもの。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、市が報酬に係る費用の全部(又は一部)を助成するもの。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
申立て費用助成件数	7	6	3	6	7
成年後見等報酬助成件数	4	3	3	0	3
合計	11	9	6	6	10

(※申立て費用助成件数は、③-アの表の市長申立て件数と同伴数)

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

介護事業者が高齢者の福祉用具・住宅改修に関する相談に対し助言を行うとともに、住宅改修費支給申請に係る理由書の作成を支援するため、介護事業者に作成経費の助成を行うもの。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
助成件数	29	16	11	10	17

⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービスの資質向上と苦情の発生を未然に防止するため、介護サービス事業所を訪問し利用者からの相談や要望等を聞く介護相談員を配置し、訪問活動のほか意見交換会等を実施した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談員数	8	7	6	5	5
訪問回数	651	0	1	27	188

⑥ シルバーハウジング生活援助員派遣等事業

市営住宅塩井町団地に入居する高齢者等の世帯が、地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、塩井町住宅の一部の居室に緊急通報装置等を設置し、生活援助員が安否の確認、緊急時の対応、生活に関する相談等の支援を行った。

※入居世帯数 24世帯 (前年度24世帯)

## 4 低所得者対策

(1) 高額介護サービス費

世帯の居宅サービスや施設サービスに係る利用者負担額（保険対象分）の1か月分の合計額が次の金額を超えた場合に、申請によりその超えた分について支給する。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (月額)
課税所得 690 万円以上 (※)	世帯：140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満 (※)	世帯：93,000 円
住民税課税～課税所得 380 万円未満	世帯：44,400 円
住民税世帯非課税等	世帯：24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下</li> <li>●老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人：15,000 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護の受給者</li> <li>●利用負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	個人：15,000 円 世帯：15,000 円

(※) 介護サービス利用者または同一世帯に課税所得 380 万円以上の 65 歳以上の人がいる場合が対象となる。

(2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったとき、限度額を超えた分について支給する。(医療保険の窓口申請)

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得の要介護者が施設サービス（介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設）や短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費が支給される。低所得の要支援者の短期入所サービス（食費・滞在費）については特定入所者介護予防サービス費が支給される。

(4) 介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業

本市独自の低所得者支援策として、平成14年度より居宅介護サービス費等の利用者負担の支払いが困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部を助成している。

① 対象サービス（介護予防を含む。ただし、訪問介護と通所介護の介護予防は除く。）

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与

② 対象者と助成内容

対 象 者		助成内容
介護保険料 賦課段階第1段階	市民税世帯非課税者で、老齢福祉年金や中国残留邦人生活支援給付金受給者(生活保護受給者を除く)	利用者負担額の1/2
介護保険料 賦課段階第2段階	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	利用者負担額の1/3
	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	

\*「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入額に係る所得額」を控除した額

③ 利用実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数(件)	587	786	713	600	655
助成額(円)	2,081,291	2,896,447	2,487,102	2,056,163	2,337,836

(5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減しており、その軽減した一部について助成を行う。

## 5 財政状況

介護サービスの利用増加により保険給付費の支出が増加しているが、3年ごとに見直しを行う介護保険事業計画（保険料算定の基礎となる）に概ね沿った状況となっている。

(1) 歳入

(単位：千円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保険料	1,685,408	1,658,494	1,766,396	1,749,475	1,753,668
国庫支出金	2,069,173	2,164,016	2,234,855	2,177,469	2,171,931
支払基金交付金	2,155,934	2,202,373	2,248,909	2,202,906	2,196,391
県支出金	1,186,188	1,204,399	1,231,078	1,182,673	1,169,524
一般会計繰入金	1,282,995	1,301,130	1,335,767	1,276,607	1,270,094
基金繰入金	46,503	144,287	99,849	166,644	203,867
その他	103,859	103,123	256,685	277,204	405,459
計	8,530,060	8,777,822	9,173,539	9,032,978	9,170,934

## (2) 歳出

(単位：千円)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総務費	223,039	201,480	181,495	174,313	176,951
保険給付費	7,772,900	7,913,417	8,095,984	7,767,737	7,658,809
地域支援事業費	315,657	301,104	337,895	341,429	370,828
基金積立金	10,640	57,112	156,778	232,743	376,754
諸支出金	105,554	52,615	130,054	111,728	176,491
計	8,427,790	8,525,728	8,902,206	8,627,950	8,759,833

## 6 介護保険給付基金

(単位：円)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
年度当初残高	615,603,951	579,740,699	492,565,568	549,494,760	615,593,509
積立額	10,639,748	57,111,869	156,778,192	232,742,749	376,754,120
取崩額	46,503,000	144,287,000	99,849,000	166,644,000	203,867,000
年度末残高	579,740,699	492,565,568	549,494,760	615,593,509	788,480,629

## 7 介護保険料

第1号被保険者の保険料は市で賦課徴収している。負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階別の定額保険料となっており、平成27年度から11段階を採用し、市独自に負担能力に配慮した保険料負担段階を設定している。また、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者で算定し徴収している。

## (1) 第8期計画期間の保険料段階

段階	対象者		保険料率	保険料年額
第1	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、合計所得金額(※1)＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.50 ×0.30	36,600円 21,900円
第2		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	基準額×0.75 ×0.50	54,900円 36,600円
第3		第1段階、第2段階以外の者	基準額×0.75 ×0.70	54,900円 51,200円
第4	非市民税課税者	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.90	65,800円
第5		第4段階以外の者	基準額×1.00	73,200円
第6	市民税課税者	合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	87,800円
第7		合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額×1.30	95,100円
第8		合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.50	109,800円
第9		合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額×1.70	124,400円
第10		合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.85	135,400円
第11		合計所得金額が600万円以上	基準額×2.00	146,400円

(2) 第9期計画期間の保険料段階（令和6年度から）

段階	対 象 者		保険料率	保険料年額
第1	世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、 合計所得金額（※1）＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.455 ×0.285	33,300円 <u>20,800円</u>
第2		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	基準額×0.685 ×0.485	50,100円 <u>35,500円</u>
第3		第1段階、第2段階以外の者	基準額×0.69 ×0.685	50,500円 <u>50,100円</u>
第4	非市民税 課税者	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	基準額×0.90	65,800円
第5		第4段階以外の者	基準額×1.00	73,200円
第6	市民税課税者	合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	87,800円
第7		合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	95,100円
第8		合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	109,800円
第9		合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.70	124,400円
第10		合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.90	139,000円
第11		合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.10	153,700円
第12		合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.30	168,300円
第13		合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	175,600円

表中の下線部分：軽減後の保険料額です。

※1 合計所得金額 「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額（年金収入に係る所得額の控除は第1、2、4段階のみ）

(3) 段階別保険料額・被保険者数の推移

段階	年間の保険料額（円）					年度末現在被保険者数（人） [ ]内構成比（%）				
	第7期			第8期		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度					
第1	25,800	20,700	21,900	21,900	21,900	3,050 [11.9]	3,034 [11.6]	2,895 [11.5]	2,855 [11.3]	2,791 [11.2]
第2	43,100	34,500	36,600	36,600	36,600	2,087 [8.1]	2,136 [8.2]	2,184 [8.7]	2,263 [9.0]	2,263 [9.1]
第3	50,000	48,300	51,200	51,200	51,200	2,279 [8.9]	2,354 [9.0]	2,431 [9.7]	2,564 [10.2]	2,576 [10.3]
第4	62,100	62,100	65,800	65,800	65,800	3,478 [13.5]	3,329 [12.7]	2,985 [11.9]	2,793 [11.1]	2,560 [10.3]
第5	69,000	69,000	73,200	73,200	73,200	5,648 [22.0]	5,624 [21.5]	5,595 [22.2]	5,548 [22.0]	5,447 [21.9]

第 6	82,800	82,800	87,800	87,800	87,800	4,654 [18.1]	4,742 [18.1]	4,500 [17.9]	4,543 [18.0]	4,580 [18.4]
第 7	89,700	89,700	95,100	95,100	95,100	2,719 [10.6]	2,746 [10.5]	2,730 [10.8]	2,702 [10.7]	2,700 [10.8]
第 8	103,500	103,500	109,800	109,800	109,800	1,069 [4.3]	1,052 [4.0]	940 [3.7]	939 [3.7]	1,033 [4.1]
第 9	117,300	117,300	124,400	124,400	124,400	367 [1.4]	402 [1.5]	289 [1.1]	287 [1.1]	323 [1.3]
第 10	127,600	127,600	135,400	135,400	135,400	317 [1.2]	297 [1.2]	291 [1.2]	285 [1.1]	299 [1.2]
第 11	138,000	138,000	146,400	146,400	146,400	387 [1.5]	418 [1.6]	344 [1.4]	340 [1.3]	340 [1.4]

(4) 介護保険料決算状況

(単位：円、%)

区 分	R 元年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,690,393,200	1,679,401,992	99.35
(1) 特別徴収	1,565,002,300	1,565,977,400	100.06
(2) 普通徴収	125,390,900	113,424,592	90.46
2 滞納繰越分	26,058,447	6,006,245	23.05
合 計	1,716,451,647	1,685,408,237	98.19

区 分	R2 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,662,132,600	1,653,375,018	99.47
(1) 特別徴収	1,541,804,700	1,542,679,800	100.06
(2) 普通徴収	120,327,900	110,695,218	91.99
2 滞納繰越分	24,401,700	5,119,168	20.98
合 計	1,686,534,300	1,658,494,186	98.34

区 分	R3 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,770,733,000	1,762,244,200	99.52
(1) 特別徴収	1,642,175,700	1,643,170,900	100.06
(2) 普通徴収	128,557,300	119,073,300	92.62
2 滞納繰越分	21,355,007	4,152,096	19.44
合 計	1,792,088,007	1,766,396,296	98.57

区 分	R4 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,754,779,500	1,746,370,257	99.52
(1) 特別徴収	1,632,485,800	1,633,399,900	100.06
(2) 普通徴収	122,293,700	112,970,357	92.38
2 滞納繰越分	18,091,569	3,104,747	17.16
合 計	1,772,871,069	1,749,475,004	98.68

区 分	R5 年度		
	調定額	収入済額	収納率
1 現年調定分	1,756,576,600	1,750,288,566	99.64
(1) 特別徴収	1,624,469,700	1,625,658,100	100.07
(2) 普通徴収	132,106,900	124,630,466	94.34
2 滞納繰越分	18,397,488	3,379,851	18.37
合 計	1,774,974,088	1,753,668,417	98.80

(注) 収入済額には還付未済額を含まない。